

○国立大学法人鹿児島大学学長の業績評価に関する実施要項

平成29年1月26日  
学長選考会議決定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学学長選考・監察会議規則(平成16年規則第174号)第3条第4号に規定する学長に対する業績評価(以下「業績評価」という。)について必要な事項を定める。

(実施時期及び対象期間)

第2 国立大学法人鹿児島大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)は、学長就任の2年目以降、原則として、毎年9月末日までに業務執行状況の確認を行い、業績評価を実施するものとする。ただし、4年目及び6年目の業績評価については、中間評価として、当該年度の1月末日までに実施するものとする。

2 対象期間は、前年度の1年間(4月から3月までの1事業年度)とする。ただし、4年目の対象期間については、就任後3年間(4月から3月までの3事業年度)とする。

(評価項目)

第3 業績評価の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学長選考基準に掲げる項目
- (2) 学長選考時の所信表明に掲げる項目
- (3) その他学長選考・監察会議が定める項目

(評価方法)

第4 業績評価は、第3各号に掲げる項目により、学長の業務の執行状況について実施する。

2 業績評価は学長によるプレゼンテーション及び学長選考・監察会議委員との質疑応答により行うこととし、学長選考・監察会議は必要に応じ、監事、役員、部局長及びその他教職員に対し意見を求めることができる。ただし、4年目の業績評価におけるプレゼンテーション及び質疑応答は、国立大学法人鹿児島大学学長選考規則(平成17年規則第86号)第10条第3項に定める再任審査のプレゼンテーション及び当該プレゼンテーションにおける質疑応答をもって代えることができる。

3 業績評価の実施にあたっては、前項のほか、監事による監査結果及び国立大学法人評価等の外部評価結果等も参考とする。

(評価結果の通知及び公表)

第5 学長選考・監察会議は、業績評価を実施したときは、業績評価の結果を学長に通知するとともに、速やかに学内外に公表するものとする。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、評価の基準等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年1月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年3月15日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年5月23日から実施する。